

滋賀県産業教育審議会について

1 産業教育とは

産業教育振興法に基づき、①職業観・勤労観の育成、②産業技術の習得、③経済的自立の促進を目的とした教育。

高等学校設置基準に定める専門教育を主とする学科および総合学科のうち、本県では、農業、工業、商業、福祉および家庭科教育に関わる産業に従事するために必要な知識、技能および態度を習得させることを目的とした教育。

2 滋賀県産業教育審議会

滋賀県産業教育審議会は、産業教育振興法（昭和26年法律第228号）に基づき条例により教育委員会に附属する機関として設置され、産業教育に関し、以下に掲げるような事項について、教育委員会の諮問に応じて調査・審議および建議するために設けられた。委員の定数は10人で、任期は2年。

- (1) 産業教育の振興に関する総合計画を樹立すること。
- (2) 産業教育に関する教育の内容及び方法の改善を図ること。
- (3) 産業教育に関する施設または設備を整備し、およびその充実を図ること。
- (4) 産業教育に従事する教員または指導者の現職教育または養成の計画を樹立し、およびその実施を図ること。
- (5) 産業教育の実施について、産業界との協力を促進すること。

3 滋賀県産業教育審議会の答申状況（第12期以降より「答申主題」を抜粋）

第12期（昭和53年8月）

「本県における産業教育の改善について」

第13期（昭和57年3月）

「勤労にかかわる体験的な学習の重視による望ましい勤労観・職業観の育成と学校における進路指導のありかたについて」

第14期（昭和60年3月）

「本県高等学校における産業教育について」

－とくに定時制・通信制教育のあり方について－

第15期（昭和62年3月）

「情報化社会の進展に対応する本県高等学校における情報処理教育の在り方について」

第16期（昭和63年11月）

「本県高等学校における職業教育の改善と充実について」

第17期（平成4年3月）

「本県高等学校普通科における望ましい職業観・勤労観の在り方について」

第18期（平成6年3月）

「21世紀に向けての本学産業教育の充実について」

第19期（平成8年3月）

「高等学校教育改革と本県職業教育の在り方について」

第20期（平成10年7月）

「生涯学習社会における本県職業教育の在り方について」

第21期（第1次答申 平成13年3月, 第2次答申 平成14年3月）

「『ゆとり』の中で『生きる力』をはぐくむ職業教育の在り方について」

第22期（平成17年10月）

「生徒一人ひとりの自己実現をめざす職業教育の在り方について」

第23期（平成22年9月）

「社会の変化に対応した職業教育の在り方について」

第24期（平成24年8月）

「社会の変化に対応した福祉教育の在り方について」

滋教委高第1279号
令和2年(2020年)10月29日

滋賀県産業教育審議会
会長 蔡 晃植 様

滋賀県教育委員会教育長 福永 忠克

これからの産業教育の在り方について（諮問）

産業教育振興法（昭和26年法律第228号）第12条の規定に基づき、下記のとおり
諮問します。

記

1 諮問事項

- (1) 社会の変化に対応した産業教育について
- (2) 教育環境の充実について

2 諮問理由

本県では、生徒や社会のニーズに応え、様々な産業の担い手として活躍する人材を育成し、県内はもとより我が国の産業経済の発展に寄与するため、県産業教育審議会の答申を踏まえ、産業教育の充実に取り組んでまいりました。

近年では、平成24年12月に滋賀県立高等学校再編基本計画および同実施計画を策定し、基本計画の計画期間を概ね10年として魅力と活力ある学校づくりを実施してきました。

その後、人口減少、少子高齢化の進行やグローバル化、情報化、技術革新の進展など、さらに急速に社会情勢が変化し、本県において、概ね10年から15年先を見据えた新しい時代を切り拓く人づくりのため、県立高等学校の在り方の検討を行うこととしています。

そうした中で、新しい時代に対応した学びの提供や必要な産業分野で力を発揮できる人材の育成、また、職業系学科の魅力伝える方策や施設・設備の充実、外部資源の活用など、産業教育の方向性について検討する必要があると考えます。このことから、標記のことについて、貴審議会での審議を求めます。

第25期 滋賀県産業教育審議会スケジュールについて

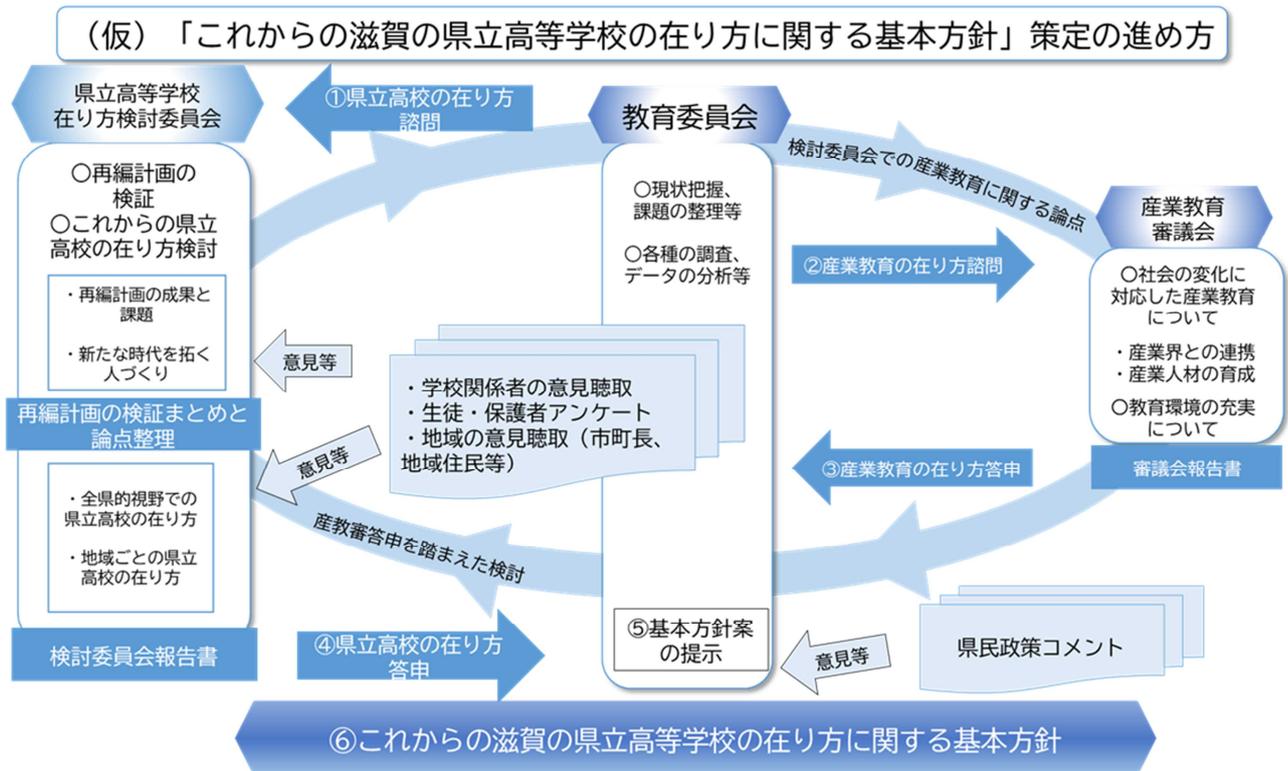
1 第25期滋賀県産業教育審議会スケジュール（案）

会議	開催期日	審議内容等
第1回	令和2年10月29日	<ul style="list-style-type: none"> ○会長および副会長の選出 ○諮問 ○調査・審議の進め方 ○県立高校の現状
第2回	令和2年12月下旬	<ul style="list-style-type: none"> ○（仮）農業の方向性について ○（仮）工業の方向性について ○（仮）商業の方向性について ○（仮）家庭・福祉の方向性について
第3回	令和3年4月下旬	○審議まとめ
第4回	令和3年5月下旬	○答申（案）

県立高等学校在り方検討委員会との関係について

1 県立高等学校在り方検討委員会（以下、「検討委員会」）からの流れ

令和3年度末に（仮）「これからの滋賀の県立高等学校の在り方に関する基本方針」を策定するため、令和2年6月から検討委員会にて議論が開始され、職業教育を主とする専門学科の在り方（学びの魅力化、人材育成等）については、論点整理がなされ、検討委員会での議論を踏まえて、今回、県教育委員会から滋賀県産業教育審議会に諮問された。



2 検討委員会の審議スケジュール

	県立高等学校在り方検討委員会	産業教育審議会
令和2年度	第1回（6月9日） ○諮問	
	第2回（8月3日）	
	第3回（8月31日）	
	第4回（1月～3月） ○中間まとめ	第1回（10月29日） ○諮問 第2回（12月下旬）
令和3年度		第3回（4月下旬）
	第5回（5月頃）	第4回（5月下旬） ○答申
	第6回（6月頃）	
	第7回（7月頃）	
	第8回（10月～12月） ○答申	

(仮)『これからの滋賀の県立高等学校の在り方に関する基本方針』の骨子イメージ (案)

- 背景** ○人口減少、少子高齢化、グローバル化、情報化、技術革新の進展などの急速な社会情勢の変化への対応
- 策定趣旨** ○概ね10から15年先を見据えて、新しい時代を切り拓く人づくりのため、県立高等学校の在り方について、全県的視野で基本的な考え方を示す
- 対象期間** ○令和4年度から令和13年度の10年間

- (参考)「これからの県立高等学校の在り方検討」の全体像
- 令和2年度 滋賀県立高等学校在り方検討委員会設置、審議 (～令和3年度)
- ①現行滋賀県立高等学校再編計画 (～令和3年度) の検証 ②これからの県立高等学校の在り方について検討
- ※ 産業教育に関しては、論点整理のうえで、滋賀県産業教育審議会を設置して審議
- ※ 高等専門人材育成に関しては、知事部局における議論と連携
- 令和3年度 教育委員会で(仮)『これからの滋賀の県立高等学校の在り方に関する基本方針』策定
- 令和4年度～ 全県的視野での魅力化の具体策の検討や実施
- ※ 必要に応じて、地域の関係者等で構成する(仮)地域別協議会を設置し、地域の意見を踏まえて、個別の計画を策定、実施

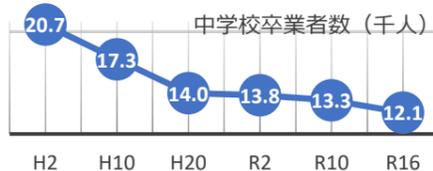
これまでの高校改革
主な取組と成果

- H9～ 総合学科設置(国際情報・長浜北星等)
- H15 県立中高一貫教育校設置
- H18 県立普通科高校通学区全県一区制
→ 主体的学校選択、特色ある学校づくり (H28検証)
- H24 県立高校再編計画策定
・統合新校設置(長浜北・彦根翔西館)
・総合単位制高校設置(能登川)
・職業系専門学科改編(農業・工業)等
- R1 湖西地域の県立高校魅力化方針策定
(高島・安曇川学科改編)
- R2 国際バカロレア設置(虎姫)
- <現行再編計画の成果と課題>
- 魅力と活力ある学校づくりが進展
- 人口減少地域の更なる魅力化が必要
- 計画策定時の地域の理解 等

県立高校をとりまく現状と課題

◆生徒数の減少

- ・H2ピークと比べて現在▲7,000人34%減
- ・15年後は更に▲1,700人H2から42%減
- ・特に人口減少地域の学校の活性化
→更なる魅力化が必要



◆社会情勢の変化

- ・少子高齢化、人口減少社会の到来
- ・第4次産業革命
- ・グローバル化
- ・withコロナ、afterコロナと新しい生活様式

◆国の動き

- ・学習指導要領改訂(令和4年度～)
主体的・対話的で深い学び
- ・新時代に対応した高等学校教育の在り方

将来の社会の姿

- ◇持続可能な社会の実現 (SDGsの目標)
- ◇多様な価値観が尊重される社会
- ◇第4次産業革命を通じたSociety5.0の実現
- ◇人口減少と高齢化の更なる進行
- ◇大規模災害などの発生リスク
- ◇コロナ禍を経た新しい生活様式の定着 等

想像はできるが予測できないことが起こる

高校への希望や期待

※今後、アンケート等により把握・充実

◇生徒の立場から

- ・新しいことに挑戦し、世界を広げたい
- ・好きな分野への進学をめざしたい
- ・部活動や生徒会活動を頑張りたい
- ・もう一度基礎から学び直したい
- ・友達と楽しい高校生活を送りたい 等

◇保護者の立場から

- ・じっくりと子供の可能性を拡げてやりたい
- ・やりたいことをとことんやらせたい
- ・社会で生きるたくましさをつけてほしい 等

◇地域社会の視点

- ・地域社会で活躍する人材を育成してほしい
- ・地域に活気を生み出してほしい 等

◇企業の視点

- ・グローバルな時代に対応できる人材、専門性を身につけた人材、業界に必要な人材を送り出してほしい 等

◇教職員の立場から

- ・生徒一人ひとりの成長を感じたい
- ・授業力や指導力を発揮し更に成長したい 等

これからの滋賀の県立高校の在り方に関する基本的な考え方

本県教育の基本理念 未来を拓く心豊かでたくましい人づくり

- | | | | |
|----------|----------------------------------|---------|--|
| 育成すべき生徒像 | 生きる力(自立する力・伝える力・協働する力・創造する力等)がある | 高等学校の役割 | ・生きる力を育む場
・好奇心や探究心を更に発展させる場
・「答えを見つめる」から「課題を見つけて解決に向けて考え行動する」教育の場へ |
|----------|----------------------------------|---------|--|

魅力化の視点 ◎多様性のある社会、人口減少社会、新しい生活様式への対応を、小・中・高・大・社会の連続性の中で捉え、持続可能な形で実施する

目指す姿 ■高校別 ◆県域全体

- 生徒が自ら主体的に学び「生きる力」をつけることができる
→◇すべての生徒に自分を高める学びが提供されている
→◇コミュニケーションを通じて深め発見できる学びが提供されている
- 生徒が世界につながり活躍するための力をつけることができる
→■グローバル人材や科学技術人材が育成されている
→■大学等と連携した高度な専門的学びが提供されている
→◇ICTを活用した対話的・協働的な学びが実現できている
- 生徒同士が切磋琢磨し成長できる
→■学校行事や部活動が活性化している
→◇学校でこそ育まれる人と人とのつながりを意識した空間が提供されている
- 場所や時間を選ばない学びができる
→◇ICTや外部人材を活用し、所属する学校の枠にとらわれない柔軟で多様な学びが提供されている
- 生徒が社会から学び自らの進路を考えることができる
→■地域の教育資源や人々と関わる学びが提供されている
→■産業界と連携した学びが提供されている
- 障害のある者となない者が互いに学び合い互いを尊重できる
→◇共生社会の実現に向けた教育が着実に進んでいる
- 生徒が自らに合った学びを選択できる
→■県立高校ならではの魅力や特色が人々に理解されている
→◇県内のどの地域でも様々な学びが提供されている
→■学び直し、日本語学習、不登校等に対応する学びが提供されている
→◇教員が生徒一人ひとりに愛情をもって向き合いサポートできている

取組の方向性の例

- ◇主体的・対話的で深い学びの実現
- ◇普通科の特色化や職業系学科の高度化
- ◇オンリーワンの学校づくり
- ◇学校規模を踏まえた活性化策検討
- ◇STEAM教育の推進
- ◇双方向のオンライン授業や遠隔授業の日常的实施
- ◇個別最適化された学びの実現
- ◇キャリア教育の充実
- ◇社会に開かれた教育課程の実現
- ◇地域社会や産業界を支える人材育成
- ◇インクルーシブ教育システムの充実
- ◇企業や大学などが持つ資源の活用
- ◇必要な教育のための施設・設備の充実
- ◇各高校の魅力や特色の発信強化
- ◇多様な学習ニーズに対応した課程・学科、公立私立の役割分担
- ◇成年年齢の18歳引下げに対応した教育の充実
- ◇学校運営体制の充実検討
- ◇教員のよりよい働き方検討 等